

## 申合せ1－学位審査に関する申合せ

(平成19年5月16日承認申合せ第1号)

改正 平成25年11月20日

この申合せは、弘前大学学位規則医学研究科細則（平成16年4月1日制定）第12条の規定に基づき、医学研究科における学位の申請に関し必要な事項を定める。

(学位審査申請の資格)

1条 修業年限短縮を希望する者は、学位審査の申請に当たり、事前に別に定める手続により当該短縮の許可を得るものとする。

別に定める手続は【修業年限短縮申請の資格審査に関する申合せ】による。

2条 特別の事由がなく所定の期限までに学位論文を提出しなかった者は、留年し、又は退学しなければならない。この場合において、留年し、又は退学した者の学位論文審査に関する取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 留年した者については、現役大学院4年生と同様とする。

(2) 退学した者については、本学大学院医学研究科（博士課程）を経ない者となり、いわゆる学位申請（乙）扱いとする。

3条 学位申請（乙）による学位の申請を希望する者は、学位審査の申請に当たり、事前に別に定める手続【（乙）の学位申請の資格審査に関する申合せ】により資格申請を行うものとする。

(学位論文及び申請書等の提出)

4条 学位審査申請の提出期限

甲 1月上旬、7月上旬

乙 1月上旬、7月上旬

5条 学位論文の提出に係る形式、書類等の詳細については別に定める【学位論文の形式及び提出書類等に関する申合せ（甲）（乙）】による。

6条 学位論文に係る研究歴の詳細については別に定める【研究歴に関する申合せ】による。

(学位審査の流れ)

7条 学位審査の流れ

(1) 学位論文は、主査1名と副査2名により、公開による審査会及び書類審査を行う。

(2) 論文審査の結果を、「論文審査の要旨」及び「試験の結果の要旨」により、学位・人事等研究科教授会構成員にあらかじめ配付する。

(3) 学位・人事等研究科教授会においては、研究科長により概要の説明、主査による補足説明の後、質疑を経て、議決に入るものとする。

(学位審査員)

8条 学位審査員の選出

(1) 学位審査員は、指導教員（推薦教授含む）及び共著者並びに持ち込み論文の推薦者を除く博士の学位を有する本研究科所属の教授3名とする。

(2) 学位申請者の指導教授は、提出論文の分野と関連のある教員（本研究科に所属する教授で指導教員（推薦教授含む）及び共著者並びに持ち込み論文の推薦者を除く。）5名の氏名を記入した学位審査員推薦書を提出するものとする。

(3) 推薦された学位審査員候補者について、学事委員会が学位申請者ごとに主査1名、副査2名を選考し、以下の学位・人事等研究科教授会において審議、決定する。

甲 1月の学位・人事等研究科教授会

7月の学位・人事等研究科教授会（9月学位授与者）

乙 甲と同時期とする。

(4) 前号の学位審査員候補者の選考において、候補者が特定の教員に集中し、著しい偏りが避けられないと認められる場合は、学事委員会が推薦する者を候補者として加えることができる。

(審査会及び審査方法)

9条 審査会の開催時期と回数

- 甲 2月1日～14日頃  
8月中（9月学位授与者）
- 乙 甲の審査会と同時

10条 審査方法の詳細については、別に定める【審査会及び審査方法に関する申合せ】による。

(審査の結果報告)

11条 主査は、学位・人事等研究科教授会に結果を報告しなければならない。

(1) 提出期限：学位授与認定の学位・人事等研究科教授会の前週の月曜日を目途に事務担当へ提出する。

(2) 提出書類

【所定様式は、別に示す [医学研究科学位申請関係様式一覧]による】

①(甲・修業年限短縮)

- a 論文審査の要旨 ー (所定様式)
- b 試験の結果の要旨ー (所定様式)

②(乙)

- a 論文審査の要旨 ー (所定様式)
- b 試験の結果の要旨ー (所定様式)

附 記

この申合せは、平成19年4月1日から実施する。

附 記

この申合せは、平成25年10月16日から実施する。

附 記

この申合せは、平成25年11月20日から実施する。